

安全で安心なまちづくりに向けた
防犯カメラの設置推進に関する協定書

令和7年2月3日

秦野市自治会連合会
秦野市防犯協会
株式会社ジェイコム湘南・神奈川西湘局

安全で安心なまちづくりに向けた
防犯カメラの設置推進に関する協定書

秦野市自治会連合会（以下「甲」という。）と秦野市防犯協会（以下「乙」という。）と株式会社ジェイコム湘南・神奈川西湘局（以下「丙」という。）とは、安全で安心なまちづくりに向けた防犯カメラの設置推進に関する連携・協力体制について、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙丙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、各種犯罪被害を未然に防止するため、防犯カメラの設置を推進し、もって市民の安全で安心な暮らしを実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、及び協力する。

- (1) 防犯カメラの設置の推進に関すること。
- (2) 各種犯罪の未然防止のための啓発に関すること。
- (3) その他市民の安全で安心な暮らしの実現に関すること。

（甲の協力事項）

第3条 甲は、自治会員に対して、丙が事業において推奨する個人宅用の防犯カメラについて、自治回覧等を通じて周知するものとする。

2 甲は、乙と連携し、各種犯罪の未然防止に関する啓発活動を行うものとする。

（乙の協力事項）

第4条 乙は、甲が丙の防犯カメラを設置する際に、設置場所の助言等を行うものとする。

2 乙は、可能な範囲で、甲丙が各種犯罪の未然防止に関する啓発活動を実施する際の啓発チラシ等の提供を行うものとする。

（丙の協力事項）

第5条 丙は、希望する自治会に対して、防犯カメラ1台分（その設置工事を含む。）及び防犯カメラの画像を閲覧するために必要なWi-Fi環境を、無償で提供するものとする。これらの不具合により交換する際も、また、同様とする。

ただし、甲乙丙の事務局が別に協議して定める費用については、自治会の負担とする。

2 丙は、自治会員に対して、防犯カメラを設置する際の費用を割引するなどの特典を提供するものとする。

3 丙は、業務に支障のない範囲で、各種犯罪の未然防止に関する啓発活動を実施するものとする。

(費用負担及び免責事項)

第6条 甲乙丙は、第3条から前条までの規定により行う協力事項において、お互いに、費用の負担を求めないものとする。

2 甲乙は、丙が前条の規定により行う協力事項において、万が一問題が発生した場合でも、その責任を一切負わないものとする。ただし、その問題が甲又は乙に起因する場合は、この限りでない。

(情報の取扱い)

第7条 甲乙丙は、本協定による連携・協力事項の実施に伴い知り得た情報については、本協定の目的以外に使用しないほか、個人情報の保護に努めるものとし、第三者に開示し、又は提供するときは、相手方の承認を得るものとする。本協定が終了した後も、また、同様とする。

(防犯カメラの管理等)

第8条 丙が提供する防犯カメラを設置する自治会は、個人のプライバシー保護に配慮した防犯カメラの適切な管理・運用を図るための運用基準を作成するものとする。

2 前項の自治会は、捜査関係機関等から法令の規定に基づき、文書により防犯カメラの画像等の提供を求められたときは、適切に対応するものとする。

(協定の有効期間等)

第9条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙又は丙から相手方に対する書面による特段の意思表示がないときは、本協定は、1年間更新されるものとし、その後も、また、同様とする。

2 甲、乙又は丙は、正当な理由により本協定を解除するときは、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、解除の申入れをしなければならない。

(疑義等の解決)

第10条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和7年2月3日

甲 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市自治会連合会

会長

吉田正弘

乙 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市防犯協会

会長

高橋昌和

丙 小田原市栄町1丁目5-17 オゾン3ビル5F

株式会社ジェイコム湘南・神奈川西湘局

局長

平林達樹